

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

東近江市準備委員会

第 2 回 総 会



東近江市



日時 令和4年7月27日（水）午後3時から

会場 八日市ロイヤルホテル

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会 第2回総会 次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告

報告第1号	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催地及び会期の正式決定について	… 2
報告第2号	準備委員会委員、役員等の変更について	… 4
報告第3号	開催競技別日程（案）（リハーサル大会・本大会）について	… 5
報告第4号	デモンストレーションスポーツについて	… 8
報告第5号	第1回及び第2回常任委員会における決定（審議）事項について	… 9

4 議事

第1号議案	令和3年度事業報告について（案）	…34
第2号議案	専決処分事項の承認を求めることについて（案）	…35
第3号議案	東近江市準備委員会PRアンバサダー委嘱について（案）	…36
第4号議案	東近江市準備委員会から東近江市実行委員会への移行について（案）	…39

5 閉会

参考資料	滋賀県競技開催地決定状況	…45
------	--------------	-----

【報告第1号】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催地及び会期の正式決定について

令和4年7月14日付けで、公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣の連名により国民スポーツ大会開催決定の通知があったことから、開催地及び会期について次のとおり報告する。

1 第79回国民スポーツ大会

- (1) 令和7年（2025）の第79回国民スポーツ大会は、「滋賀県」で開催する。
- (2) 会期は、令和7年9月28日（日）から10月8日（水）までの11日間とする。

2 第24回全国障害者スポーツ大会

令和7年（2025）の第24回全国障害者スポーツ大会は、「滋賀県」で開催する。

*会期については、今後、文部科学省及び公益財団法人日本パラスポーツ協会が審議及び決定を行う予定

【参考】

●国民体育大会開催基準要項（抜粋）

（大会開催地の決定）

15-(2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

（大会会期の決定）

7-(2)-3) 大会の会期は、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

●全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（抜粋）

（大会開催地の決定）

15 大会の開催地については、国民体育大会開催基準要項に規定する国民体育大会の開催地の内定及び決定の時をもって、それぞれ内定及び決定をしたものとみなす。

（大会会期の決定）

5-(3) 大会会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。

写

第4回 JSP0 国体発第74号
4ス庁第505号

国民スポーツ大会開催決定書

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県教育委員会
教育長 福永 忠克 様

公益財団法人 滋賀県スポーツ協会
会長 河本 英典 様

令和7年開催の第79回国民スポーツ大会の開催地として貴県を決定いたします。

令和4年7月14日

公益財団法人 日本スポーツ協会
会長 伊藤 雅俊



文部科学大臣
末松 信介



【報告第2号】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会委員、役員等の変更について

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会
会則第8条第3項の規定に基づき、第1回総会（令和4年1月28日）から第2回
総会（令和4年7月27日）までの間における第79回国民スポーツ大会・第24回全
国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会委員、役員等の変更について、別添名
簿のとおり報告する。

【報告第3号】

開催競技別日程（案）（リハーサル大会・本大会）について

令和4年7月27日現在における第79回国民スポーツ大会のリハーサル大会及び本大会の開催競技別日程を次のとおり報告する。

- 1 第79回国民スポーツ大会東近江市開催競技別日程（案）【令和6年リハーサル大会】資料1
- 2 第79回国民スポーツ大会東近江市開催競技別日程（案）【令和7年本大会】資料2

第79回国民スポーツ大会東近江市開催競技別日程（案）【令和6年リハーサル大会】 令和4年7月27日現在

競技名	大会期間 (令和6年)	大会名	競技会場	種別	チーム数	共催市 ◎主会場	練習会場
サッカー	10月中旬 (5日間)	第60回全国社会人サッカー選手権大会	東近江市総合運動公園布引陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	成年男子	32チーム	守山市 大津市 甲賀市 ◎東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド 東近江市総合運動公園布引多目的広場 東近江市蒲生運動公園第1グラウンド
ボクシング	未定					◎東近江市	東近江市能登川アリーナ
自転車 (ロード・レース)	8月下旬 (1日)	全国都道府県対抗自転車競技大会	東近江市特設ロードレースコース	男子 女子	150人	◎東近江市	東近江市特設ロードレースコース
軟式野球	11月上旬 (3日間)	第28回西日本軟式野球選手権大会	東近江市ひばり公園湖東スタジアム	成年男子	27チーム	◎東近江市 近江八幡市 草津市 守山市 甲賀市 日野町	東近江市すこやかのかの杜運動公園野球場 東近江市おくの運動公園野球場
ソフトボール	9月中旬 (3日間)	全日本総合女子ソフトボール選手権大会	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	成年女子	32チーム	高島市 草津市 ◎守山市 東近江市	東近江市長山公園グラウンド 東近江市蒲生運動公園第1グラウンド
カヌー (スプリント)	10月中旬 (2日間)	関西カヌースプリント選手権大会	伊庭内湖特設コース	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	350人	◎東近江市	伊庭内湖特設コース
ゴルフ	未実施						

第79回国民スポーツ大会東近江市開催競技別日程(案)【令和7年本大会】 令和4年7月27日現在

種目	種別	参加チーム数	選手・監督 競技役員 参加延べ人数	会場	会期前開催	前半					後半				
						1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
					9/21(日)	9/29(月)	9/30(火)	10/1(水)	10/2(木)	10/3(金)	10/4(土)	10/5(日)	10/6(月)	10/7(火)	10/8(水)
				東近江市総合運動公園 布引陸上競技場 (1面)							1回戦 (2試合)		準決勝 (2試合)	3位決定 決勝 (2試合)	
サッカー	成年男子	16	約1,000人	京セラ株式会社 滋賀八日市工場 総合グラウンド(2面)							1回戦 (6試合)	準々決勝 (4試合)			
ボクシング	(全種別) 成年男子 成年女子 少年男子	(61) 24県 13県 24県	約900人	東近江市 能登川アリーナ (2面)		1回戦 (55試合)	2回戦 (59試合)	準々決勝 (68試合)	準決勝 (34試合)	決勝 (17試合)					
自転車 ロード レース	(全種別) 成年男子 女子 少年男子	(141) 47県 47県 47県	約400人	東近江市特設ロード レースコース	決勝										
軟式野球 (幹事市)	成年男子	32	約550人	東近江市ひばり公園 湖東スタジアム ※6市町共催							1回戦 (3試合)	2回戦 (2試合) 準々決勝 (1試合)	準決勝 (2試合)	3位決定 決勝 (2試合)	
ソフトボール	成年男子	13	約530人	東近江市総合運動公園 布引多目的グラウンド (2面)		1回戦 (5試合)	準々決勝 (4試合)	準決勝 決勝 (3試合)							
カヌー スプリント	(全種別) 成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	(204) 成男K1 24県 成男C1 24県 成女K1 19県 成女C1 10県 少男K1 29県 少男K2 12県 少男C1 26県 少男C2 12県 少女K1 24県 少女K2 12県 少女K4 12県	約2,100人	伊庭内湖特設コース (9レーン)						500m予選 (29試合)	500m準決勝 (18試合) 500m決勝 (11試合)	200m予選 (29試合) 200m準決勝 (18試合)	200m決勝 (11試合)		
ゴルフ	女子	47県	約500人	名神八日市 カントリー倶楽部 (18ホール)		1日目	決勝								
総合開會式						総合開會式									

【報告第4号】

デモンストレーションスポーツについて

デモンストレーションスポーツとは、子どもからお年寄りまで、幅広い年齢層の方が気軽に参加できるスポーツイベントであり、本大会の開催に向け機運醸成を図る一環として、次のとおり、実施競技及び会場地市町として決定された。

実施競技 ネットでポンポイ
主管団体 東近江市スポーツ推進委員協議会
競技会場 東近江市総合運動公園布引体育館

競技概要 東近江市スポーツ推進委員協議会が考案した、専用のネットを用いてバレーボールのように相手のコートにボールを打ち返す東近江市発祥のニュースポーツ

競技写真



【報告第5号】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会 第1回及び第2回常任委員会における決定（審議）事項について

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会会則第12条第8項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 第1回常任委員会（令和4年1月28日準備委員会第1回総会終了後）

- 東近江市開催推進総合計画
- 東近江市準備委員会専門部会規程

2 第2回常任委員会（令和4年7月27日午後2時）

- 東近江市広報基本計画
- 東近江市市民協働基本計画
- 東近江市歓迎・おもてなし基本計画
- 東近江市競技運営基本計画
- 東近江市施設整備基本計画
- 東近江市式典基本計画
- 東近江市リハーサル大会開催基本計画
- 東近江市宿泊基本計画
- 東近江市医事・衛生基本計画
- 東近江市輸送交通基本計画
- 東近江市警備・消防防災基本計画

第1回及び第2回常任委員会決定（審議）事項 概要

【第1回常任委員会】

○東近江市開催推進総合計画 … P 13

両大会の成功に向け、滋賀県、各競技団体及びその他関係団体と連携を図り、市民の総力を結集し、本市が目指す「うるおいとにぎわいのまち東近江市」につながる大会となるよう、東近江市開催基本方針に沿った総合計画とする。

○東近江市準備委員会専門部会規程 … P 16

常任委員会から付託又は委任された専門的事項を調査、審議するとともに、関連部署との調整を図ることを目的とし、東近江市準備委員会会則第12条第6項3号の規定に基づき設置する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を規程する。

以下、四つの専門部会を設置

- ・総務企画専門部会
- ・競技式典専門部会
- ・宿泊衛生専門部会
- ・輸送交通専門部会

【第2回常任委員会】

○東近江市広報基本計画 … P 19

両大会の開催を多様な媒体を活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、本市の多彩な魅力を広く全国に発信するための計画とする。

主な取組として

- ・ポスター・パンフレット、PR広報誌の作成
- ・ホームページ等インターネットによる情報発信
- ・大会の報告書作成

○東近江市市民協働基本計画 … P 21

両大会の成功に向け、市民総参加で魅力ある大会にするとともに、大会終了後も地域の活性化につながる大会とするための計画とする。

主な取組として

- ・ボランティアの参加促進
- ・花いっぱい運動やクリーンアップ活動の実施

○東近江市歓迎・おもてなし基本計画 … P 23

両大会に参加する全ての関係者、一般観覧者等を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を広く紹介し、大会終了後も訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供するための計画とする。

主な取組として

- ・歓迎装飾の実施
- ・案内所、休憩所及び売店の設置
- ・接遇意識の高揚

○東近江市競技運営基本計画 … P 24

両大会に参加する選手がその能力を十分に発揮できるよう、競技会の円滑な運営を図るとともに、効率的な競技運営を行うための計画とする。

主な取組として

- ・ 競技会の運営
- ・ 競技用具の整備
- ・ 競技記録の収集及び速報

○東近江市施設整備基本計画 … P 25

両大会の施設整備について、既存施設の有効活用に努めるとともに、大会終了後の施設利用も視野に整備を行うための計画とする。

主な取組として

- ・ 競技施設や練習会場の整備
- ・ 観客席等の臨時仮設物の整備
- ・ 臨時駐車場の整備

○東近江市式典基本計画 … P 26

両大会の式典について、各関係団体等と協議し、競技運営に支障のない創意工夫をこらした温かみのある式典とするための計画とする。

主な取組として

- ・ 各競技会の開始式
- ・ 各競技会の表彰式

○東近江市リハーサル大会開催基本計画 … P 27

両大会のリハーサル大会開催について、関係機関、関係団体と連携し、競技会運営能力の向上及び市民の大会に対する関心を高めるための計画とする。

主な取組として

- ・ リハーサル大会の運営全般に関すること

○東近江市宿泊基本計画 … P 29

両大会に参加する全ての関係者を温かくお迎えし、宿泊施設、関係団体との連携により、安全で快適な宿舎の確保を図るための計画とする。

主な取組として

- ・ 宿舎の確保及び配宿
- ・ 食事の支給斡旋

○東近江市医事・衛生基本計画 … P 30

両大会に携わる全ての方の安全を確保し、快適な環境のもと試合や観戦ができるよう、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、医療救護体制、防疫対策の確立に努め、食品衛生や環境衛生に配慮した計画とする。

主な取組として

- ・ 医療救護及び防疫体制の整備
- ・ 食品環境衛生面の対策

○東近江市輸送交通基本計画

… P 31

両大会の関係者及び一般観覧者の輸送交通について、公共交通機関の利用を促進し、交通混雑の緩和と環境に配慮した安全かつ効率的な輸送を行うための計画とする。

主な取組として

- ・関係者等の輸送対策及び交通対策
- ・競技会場や練習会場の駐車場確保

○東近江市警備・消防防災基本計画

… P 33

両大会における警備・消防防災対策については、競技に関係する全ての施設において、安全・安心かつ円滑な大会運営を行うための計画とする。

主な取組として

- ・大会運営に係る警備対策
- ・消防防災及び大規模災害等の対策

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 東近江市開催推進総合計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、滋賀県、各競技団体及びその他関係団体と連携を図り、市民の総力を結集して、本市が目指す「うるおいとにぎわいのまち東近江市」につながる大会となるよう、東近江市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

滋賀県、各競技団体及びその他関係団体と連携のもと、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

滋賀県との連携、相互協力のもと創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市を訪れる方々に万葉の時代から受け継がれてきた歴史、文化、自然など多彩な魅力を全国に発信する。

(4) 市民協働

市民一人一人が大会開催等に積極的に参加する機運を高め、様々な形で参画することにより、大会を盛り上げていく。

(5) 歓迎、おもてなし

選手、監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かく迎え、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

滋賀県、各競技団体及びその他関係団体と連携のもと、競技会の円滑な運営を図り、競技に必要な用具等については、既存のものを活用するなど効率的に運営を行う。

(7) 式典

表彰式等は、関係者と協議を行い、簡素、効率化を図りつつも、創意工夫をこらした温かみのある式典の運営に努める。

(8) 施設

国民スポーツ大会競技施設基準に基づき、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図るとともに、大会終了後の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊、観光

選手、監督をはじめ本市を訪れる方々を温かく迎え、安心安全で快適な宿舎を確保するとともに、豊かな自然環境や歴史、文化など地域資源に触れていただく機会を提供し、観光の振興を図る。

(10) 医事、衛生

大会に携わる全ての方の安全を確保し、快適な環境のもと大会を開催するため、食品衛生や環境衛生に配慮するとともに防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送、交通

公共交通機関の利用を促進するとともに、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保や輸送、交通体制の確立を図る。

(12) 警備、消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や、非常時における緊急対応策を講じるため、警察や消防、その他関係機関と連携しながら、警備、消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

第79回国民スポーツ大会開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

第79回国民スポーツ大会東近江市開催推進総合年次計画【年度別業務】

年度	2021年度（4年前）	2022年度（3年前）	2023年度（2年前）	2024年度（1年前）	2025年度（開催年）
主要行事	中央競技団体視察(自転車)	本大会開催・会期決定 文科省・日スポ協 総合視察		リハーサル大会 開催	本大会 開催
	準備委員会設立発起人会 開催	実行委員会へ移行	庁内推進本部設置	大会実施本部設置	
準備組織	準備委員会設立総会 第1回総会 開催 第1回 常任委員会 開催 専門部会 設置 第1回 総務企画専門部会 開催 第1回 競技式典専門部会 開催	準備委員会 第2回総会 開催 実行委員会 第1回総会 開催 第2回 常任委員会 開催	実行委員会 第2回総会 開催 第3回 常任委員会 開催	実行委員会 第3回総会 開催 第4回 常任委員会 開催	実行委員会 第4回総会 開催 第5回 常任委員会 開催
			総務企画専門部会 開催		
			競技式典専門部会 開催		
			宿泊衛生専門部会 開催		
			輸送交通専門部会 開催		
総務企画専門部会	① 総務企画 県準備委員会との連絡調整 開催推進総合計画策定	県準備(実行)委員会との連絡調整 開催推進総合計画 進行管理	協賛取扱要項策定	協賛募集 大会運営ガイドライン策定 大会本部運営マニュアル作成	
	② 財務 県準備委員会との連絡調整	リハーサル大会 開催経費積算	本大会 開催経費積算 リハーサル大会 予算編成 保険加入要項策定	本大会 予算編成 リハーサル大会 予算執行・決算書作成 リハーサル大会 保険加入	本大会 予算執行・決算書作成 本大会 保険加入
	③ 広報	広報基本計画策定	広報啓発活動の推進	ホームページ開設・情報発信	大会報告書 作成
	④ 市民協働	市民協働基本計画策定 ボランティア募集内容検討 ボランティア募集要項策定	市民協働の推進 ボランティア募集・説明会開催	リハーサル大会ボランティア配置 炬火イベント実施要項 策定	本大会ボランティア配置 炬火イベント実施
	⑤ 整理・おもてなし	歓迎・おもてなし基本計画策定	歓迎・おもてなし要項策定 売店設置要項策定	歓迎・おもてなし実施 リハーサル大会 売店設置	本大会 売店設置
	⑥ 競技	競技運営基本計画策定 リハーサル大会開催基本計画策定 競技用具の整備計画	競技別実施要項 策定 リハーサル大会開催実施要項作成 競技用具の整備・調達	リハーサル大会 競技役員の委嘱 リハーサル大会 競技係員の委嘱	競技別プログラム作成 組み合わせ抽選会 開催 本大会 競技役員の委嘱 本大会 競技係員・補助員の委嘱
⑦ 式典	式典基本計画策定	競技別式典実施要項策定	リハーサル大会式典 実施	本大会式典 実施	
⑧ 施設	施設整備基本計画策定	競技施設整備実施要項策定	競技施設整備・点検	競技施設設置	
宿泊衛生専門部会	⑨ 宿泊・観光	宿泊基本計画策定 観光基本計画策定	競技別宿泊要項策定 弁当調達実施要項策定 観光ガイドブック・マップ 検討	リハーサル大会 配宿 リハーサル大会 弁当調達 観光ガイドブック・マップ 作成	本大会 配宿 本大会 弁当調達 観光ガイドブック・マップ 配布
	⑩ 医事・衛生	医事・衛生基本計画策定	医療機関・各種団体との連絡調整 医療救護対策要項策定 防疫対策要項策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	リハーサル大会 救護本部・救護所設置	本大会 救護本部・救護所設置 廃棄物処理実施
	⑪ 輸送・交通	輸送交通基本計画策定	輸送・交通実施要項策定 輸送計画等の調査	リハーサル大会 輸送本部設置	本大会 輸送本部設置
輸送交通専門部会	警備・消防防災基本計画策定	警備・消防防災実施要項策定	リハーサル大会 警備・消防防災本部設置	本大会 警備・消防防災本部設置	

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常任委員会から付託された専門的事項を調査、審議するとともに、事業概要及び計画等の説明や円滑な関連部署との調整を図ることを目的として、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会会則（令和4年1月28日施行）第13条第3項の規定に基づき設置する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門部会の名称及び第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会常任委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名

(役員を選任)

第4条 部会長及び副部会長は、専門部会委員の中から第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会会長が委嘱する。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 専門部会の議長は、部会長又は部会長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門部会委員は出席したものとみなす。
- 4 専門部会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を専門部会の議決に代えることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月28日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項の内、事業の実施に関すること。
競技式典 専門部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 	左記付託する事項の内、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 観光に関すること。 3 医事及び衛生に関すること。 	左記付託する事項の内、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防防災に関すること。 	左記付託する事項の内、事業の実施に関すること。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市広報基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に対する市民の理解と関心を深め、参加意欲の高揚を図るため、多様な媒体を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、歴史・文化・自然など本市の多彩な魅力を広く全国に発信する。

2 内容

(1) 愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称、スローガン等の活用及び普及により、市民への周知を図る。

【主な取組】

- ア 愛称、スローガン等の活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ イメージソングの啓発活動

(2) 印刷物等による広報

愛称、スローガン、マスコットキャラクター等を活用して、各種印刷物や啓発用物品を作成する。

【主な取組】

- ア 市、関係機関等の刊行物等への掲載
- イ ポスター・パンフレット、PR広報誌の作成
- ウ 啓発グッズの作成

(3) メディアによる広報

多様なメディアを活用し、広域的な情報の発信や提供を行う。

【主な取組】

- ア 市広報「ひがしおうみ」への掲載
- イ ホームページ、SNS等、インターネットによる情報発信
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等による広報

(4) イベントによる広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・団体等のイベントと連携し、効果的な情報発信を行う。

【主な取組】

- ア 啓発イベントの開催
- イ 市、関係機関、団体等が開催するイベントとの連携

ウ 市のPR活動との連携

(5) 啓発看板等による広報

競技会場や公共施設等に啓発看板等を効果的に設置し、大会開催を広く周知する。

【主な取組】

ア 歓迎看板、バックパネルの設置

イ 横断幕、懸垂幕、のぼり旗の設置

ウ カウントダウンボード、案内板の設置

(6) 大会報告書による広報

大会成果を記録にとどめるため、大会報告書等を作成し、スポーツの祭典、一大イベントを後世に伝える。

【主な取組】

ア 大会報告書の作成

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市市民協働基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、市民一人一人がそれぞれの立場で積極的に大会に参加する機運を高め、市民総参加で喜びと感動、交流の輪が広がる魅力ある大会にするとともに、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

2 内容

(1) 市民一人一人の力で盛り上げる大会

市民一人一人が様々な形で大会に携わり、喜びと感動を共有できる大会とする。

【主な取組】

- ア ボランティアへの参加促進
- イ 競技会場における観戦、応援の促進
- ウ イベント等の開催

(2) おもてなしの心で迎える大会

全国から訪れる方々を温かく迎え、心のこもったおもてなしをすることにより、関わる人々と交流の輪を広げ、本市を再度訪れていただけるような大会とする。

【主な取組】

- ア 花いっぱい運動の実施
- イ 応援のぼり旗の作成

(3) 生涯スポーツに親しむ大会

大会を契機に市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツに親しむきっかけづくりとなる大会とする。

【主な取組】

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(4) 本市の魅力を全国に発信する大会

全国から訪れる方々に大会を通じて、本市の歴史、文化、自然といった魅力に触れてもらうことにより、本市の魅力を全国に発信する大会とする。

【主な取組】

- ア 本市の歴史、文化、自然などの魅力発信
- イ 本市の観光情報の発信

(5) 美しく快適な大会環境を目指す大会

地域の美化活動や環境への配慮などにより、美しく快適な大会とする。

【主な取組】

ア クリーンアップ活動への参加促進

イ 各競技会場におけるゴミの分別やリサイクルの促進

3 推進方法

(1) 市民参加の機会がより広範囲になるよう、従来から実施されている各種市民運動や企業の社会貢献活動など、市民団体、関係機関等と連携し、それぞれの立場に応じて推進すべき事柄を分担し、より多くの市民の理解と参加が得られるよう活動を進める。

(2) 各種広報活動等により、市民の参加意欲を高め、市民一人一人の自発的活動を進める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市歓迎・おもてなし基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、その他関係者及び一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）の歓迎・おもてなしについては、本市を訪れる全ての方を温かくお迎えするとともに、本市の歴史、文化、自然などの多彩な魅力に関係機関や団体等の協力を得て、広く紹介し、大会終了後も訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅、その他必要な場所に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場その他必要な場所に休憩所やふるまいコーナーを設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の便宜を図るとともに、地元物産品等の紹介及び販売を促進するため、関係機関、団体等の協力を得て、競技会場に売店を設置する。

(5) 接遇意識の高揚

大会参加者等に対し、心のこもったおもてなしを提供できるよう、関係機関や団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

(6) 情報の発信・提供

大会参加者等が必要とする情報（競技、宿泊、交通、観光、物産等）が容易に得られるよう、ホームページ、SNS等のインターネット上における情報発信の推進に努めるとともに観光PRの充実を図る。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市競技運営基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の競技会については、参加する選手がその能力を十分に発揮できるよう、県、競技団体、関係団体等と連携し、競技会の円滑な運営を図る。また、競技運営に必要な用具等については、既存のものを活用するなど、効率的な競技運営に努める。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体、関係団体等と連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等については、県、競技団体等と協議の上、適正な配置を行う。

(3) 競技会場及び練習会場の確保、整備

競技の練習会場については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、計画的かつ効率的に確保及び整備を行う。

(4) 競技用具の整備

競技に必要な用具については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、既存の用具を活用するなど競技運営に支障のないよう、計画的かつ効率的に整備を行う。

(5) 競技記録の収集及び速報

競技記録については、県、競技団体、関係団体等と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会の開催

リハーサル大会については、競技会運営能力の向上を図るとともに、両大会に対する市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係団体等と協力して開催する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市施設整備基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の施設整備については、国民スポーツ大会競技施設整備基準に基づき、既存施設の有効活用に努めるとともに大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障のないよう、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、できる限り既存施設を活用し、仮設での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、できる限り既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上で整備する。

(4) 仮設給排水施設の整備

仮設トイレ、仮設テント等を整備する場合に必要と認められる仮設給排水施設については、施設管理者等と協議の上で整備する。

(5) 臨時駐車場の整備

駐車場については、競技会場の周辺等に大会関係者や一般観覧者の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市式典基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の式典については、大会参加者への歓迎や賞賛を表すものとし、県、競技団体、関係団体等と協議し、創意工夫をこらした温かみのある式典とする。

2 内容

(1) 競技会開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合にあっては、競技の運営に支障のないよう、簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が競技会に参加した多くの人々と喜びや感動を分かち合えるような競技会の閉式にふさわしいものとする。

3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、大会に関するその他の式典については、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「県準備委員会」という。）が主体となって実施する。

(2) 第24回全国障害者スポーツ大会における式典については、県準備委員会が主体となって実施する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市リハーサル大会開催基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「本大会」という。）に備えて、本市で開催する競技別リハーサル大会については、県、競技団体、関係機関、関係団体等と連携し、競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の大会に対する関心を高め、おもてなしの心で迎える機運の醸成につなげる。

2 リハーサル大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 リハーサル大会の運営

リハーサル大会の運営は、原則として本大会に準じて実施するものとし、目的や実情に応じて必要最小限の経費で、創意工夫を凝らした質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営が円滑に進むよう、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア 競技運営の主管は、競技団体とし、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集及び速報については、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(3) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、本大会で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り本大会と同じ条件により行う。

大会運営に必要な仮設施設は、県、競技団体、施設管理者等と協議の上で整備する。

(4) 競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。

物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(5) 式典

開・閉会式及び表彰式は、競技団体等と協議の上、必要に応じて競技運営に支障のないよう実施する。

(6) 広報・市民協働

大会に対する市民の関心や理解を深め、市民総参加の機運醸成を図るため、各種広報活動や市民運動を展開する。

(7) 歓迎・おもてなし

リハーサル大会参加者や一般観覧者等を温かく迎えるため、必要に応じて、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報発信や提供、歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 宿泊

リハーサル大会参加者が開催期間中、十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

(9) 医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに清潔で快適な環境整備に努める。

(10) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、既存の公共交通機関を利用するが、公共交通機関の状況や競技の特殊性等を勘案し、必要に応じて計画輸送を行う。

(11) 警備・消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や非常時における緊急対策を講じるため、警察、消防及びその他関係機関と連携し、迅速に対応できるよう努める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市宿泊基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）を温かくお迎えし、宿泊施設、関係団体との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れを行う。

2 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館を言う。以下同じ）を利用する。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議の上、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上、支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割当てする。
- ウ 役員、視察員、報道員の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。
- エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

なお、昼食（弁当）の調達については、県の指導に基づき、支給・斡旋を行う。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市医事・衛生基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に係る医事衛生については、参加する選手、監督、役員をはじめ大会に携わる全ての方（以下「大会参加者等」という。）の安全を確保し、快適な環境のもと試合や観戦ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、医療救護体制、防疫対策の確立に努め、食品衛生や環境衛生に配慮する。

2 内容

(1) 医療救護

ア 大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

イ 救護所及び救急車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の負担とする。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行い、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止、動物の適正管理等に努め、環境衛生に対する意識の向上を図る。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市輸送交通基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、その他関係者及び一般観覧者の輸送交通については、交通事情を勘案し交通事業者その他関係機関との連携により、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した安全かつ効率的な輸送を行う。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けた上で計画輸送を行う。

ウ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議の上、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者やその他関係者及び一般観覧者車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関等と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の誘導

大会参加者やその他関係者及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出し、必要に応じて誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場系の配置や臨時駐車場の整備を検討するとともに、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場利用については、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負担の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用を推進する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市警備・消防防災基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会における警備・消防防災対策については、関係機関、関係団体等と連携のもと、大会に関係する全ての施設において、安全・安心かつ円滑な大会運営を行う。

2 内容

(1) 警備対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設等（以下「競技会場等」という。）における事故及び事件の防止を重点とした適切な対策を講じる。

イ 大会期間中は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

ア 競技会場等の火災、その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する対策を講じる。

イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火、防災に対する意識の向上を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

東近江市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と連携のもと、連絡体制を確立する。

【第1号議案】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 東近江市準備委員会令和3年度事業報告について（案）

1 諸会議の開催

- | | | |
|-----------------|--------------|-----------|
| (1) 設立総会 | 令和4年1月28日（金） | 八日市文化芸術会館 |
| (2) 第1回総会 | 令和4年1月28日（金） | 八日市文化芸術会館 |
| (3) 第1回常任委員会 | 令和4年1月28日（金） | 八日市文化芸術会館 |
| (4) 第1回総務企画専門部会 | 令和4年3月29日（火） | 東近江市役所東庁舎 |
| (5) 第1回競技式典専門部会 | 令和4年3月29日（火） | 東近江市役所東庁舎 |

2 先催地の行政視察における調査

- (1) 視察会場 志摩市阿児アリーナ（三重県志摩市阿児町神1074-14）
- (2) 視察日時 令和4年3月16日（水）午後1時から午後3時30分まで
- (3) 視察目的 ボクシング競技運営、会場レイアウト等の確認

3 関係機関及び関係団体との連絡調整

(1) ボクシング競技連絡調整会議

日程/場所 令和4年2月2日（水） / 能登川アリーナ

会議内容 業務スケジュール、指摘・要望事項、課題等の進捗確認、滋賀県開催要項確認、本部宿舍の確認、情報交換

(2) 国民体育大会カヌー競技担当者研修会（Web会議による参加）

日程/場所 令和4年2月11日（金） / 鹿児島県伊佐市

会議内容 当該年度の国体開催2年前の都道府県（R5鹿児島）、カヌー協会、日本カヌー連盟が主催し、大会結果報告、後催県（栃木・鹿児島）の準備状況報告、情報交換

(3) 全国障害者スポーツ大会連絡調整会議（Web会議による参加）

日程/場所 令和4年3月17日（木） / 滋賀県庁

会議内容 大会日程（案）、指摘・要望事項、課題等の進捗確認、情報交換

4 その他開催準備に係る業務の推進

- (1) 自転車（ロード・レース）コース選定に関わる企業訪問
- (2) リハーサル大会第1次運営経費調査

【第2号議案】

専決処分事項の承認を求めることについて（案）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会会則第14条第1項の規定により、令和4年度暫定収支予算を次のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会 令和4年度暫定収支予算

収入の部 (単位 千円)

科目	予算額	備考
市負担金	1,777	東近江市負担金
合計	1,777	

支出の部 (単位 千円)

科目	予算額	備考
総務費	436	
会議費	253	総会等開催準備経費
事務局費	183	消耗品、備品購入費等事務経費
開催準備費	1,341	
広報・市民運動推進費	1,341	専用ホームページ開設委託料等経費
合計	1,777	

(説明)

令和4年度に実施する会議の開催及び事務局の運営等に係る経費の内、令和4年4月1日から総会開催までの期間の必要額について、暫定予算として会長の専決処分を行ったものである。なお、暫定予算については、本予算が成立した時点で本予算に移行する。

【第3号議案】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 東近江市準備委員会PRアンバサダー委嘱について（案）

1 目的

スポーツの分野で活躍する個人、団体等を通じて、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の魅力をもPRすることにより、両大会に対する市民の理解と関心を高める。

2 活動内容

- (1) 両大会における東近江市開催競技のPRに関すること
- (2) 有益な情報収集及び提供並びに助言

3 対象者及び選考理由

- (1) 小椋 孝行 選手（東近江市出身、カヌースプリント）

本市でカヌー（スプリント）競技を実施することや2017年に日本代表で活躍され、令和4年度滋賀県強化指定選手に選出されるなどの競技経験をいかし、両大会における東近江市開催競技のPRをすることができるため。

- (2) M I Oびわこ滋賀（東近江市がホームタウン、日本フットボールリーグ所属）

本市でサッカー競技を実施することやM I Oびわこ滋賀が持っている発信力をいかし、ホームゲームをはじめとした様々な場面で、両大会における東近江市開催競技のPRをすることができるため。

- (3) 東近江バイオレッツ（東近江市が拠点、女子硬式野球チーム）

本市で軟式野球競技を実施することや東近江バイオレッツが地域密着型のチームとしてこれまで培ってきたものをいかして、ホームゲームをはじめとした様々な場面で、両大会における東近江市開催競技のPRをすることができるため。

4 委嘱期間

委嘱を受けた日から第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市実行委員会が解散する日までとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

東近江市準備委員会PRアンバサダー設置要綱

(設置)

第1条 スポーツの分野で活躍するものを通じて、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の魅力をもPRすることにより、両大会に対する市民の理解と関心を深め参加意欲の高揚を図るため、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会PRアンバサダー（以下「PRアンバサダー」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 PRアンバサダーは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 両大会における東近江市開催競技のPRに関すること。
- (2) 有益な情報収集及び提供並びに助言

(任期)

第3条 PRアンバサダーの任期は、委嘱を受けた日から両大会の東近江市準備委員会（以下「準備委員会」という。）が解散する日までとする。

(委嘱等)

第4条 PRアンバサダーは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体のうちから両大会の東近江市準備委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるものに委嘱する。

- (1) 東近江市出身者又は東近江市にゆかりのあるもので、スポーツ分野において活躍しているもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか会長が適当と認めるもの。

2 会長は、PRアンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) PRアンバサダーから辞退の申出があったとき。
- (2) PRアンバサダーとしての適格性に欠けたとき。

(報酬等)

第5条 PRアンバサダーに対して報酬及びその他費用は支給しない。ただし、会長が必要と認めた場合は、第2条に定める活動に対して予算の範囲内において謝礼金を給付することができる。

2 会長は、PRアンバサダーの活動に資するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。

- (1) 名刺

(2) 準備委員会が作成するチラシ、パンフレット等

(3) その他PRアンバサダーの活動に関し必要と認めるもの。

(庶務)

第6条 PRアンバサダーに関する庶務は、両大会の東近江市準備委員会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、両大会の東近江市準備委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

【第4号議案】

東近江市準備委員会から東近江市実行委員会への移行について（案）

1 趣旨

令和4年7月14日付けで、公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣の連名による通知があり、第79回国民スポーツ大会の滋賀県開催が決定したことから、国民体育大会開催基準要項に基づき、東近江市準備委員会を改組し、東近江市実行委員会を設置する。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

(名称選定理由)

滋賀県が公募により決定された愛称を県内各市町が統一して使用することで、市民にとって実行委員会が親しみやすく呼びやすいものになり、今後の活動がより円滑にできるため。

(2) 組織

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会総会、常任委員会及び各専門部会を引継ぐ。

(3) 役員、委員等

役員、委員、顧問及び参与は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会の役員、委員、顧問及び参与を充てるものとする。

3 会則等の改正

組織名称を変更することとともに、会則を改正する。また、これまでに決定された方針、計画及び関係諸規程については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会」から「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会」に読み替えるものとする。

【参考】 国民体育大会開催基準要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、東近江市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に要する経費に関すること。
- (5) 滋賀県、各競技団体及びその他関係団体（以下「関係団体等」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長、委員及び監事をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 東近江市議会議員
- (3) 東近江市職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 常任委員 40人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長は、東近江市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱された日から第20条の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係団体等の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項に関し助言する。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長の内から会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (3) 専門部会の設置及び運営並びに専門部会への付託及び委任に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門部会）

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結

果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。

4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理させるため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、東近江市に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年1月28日から施行する。

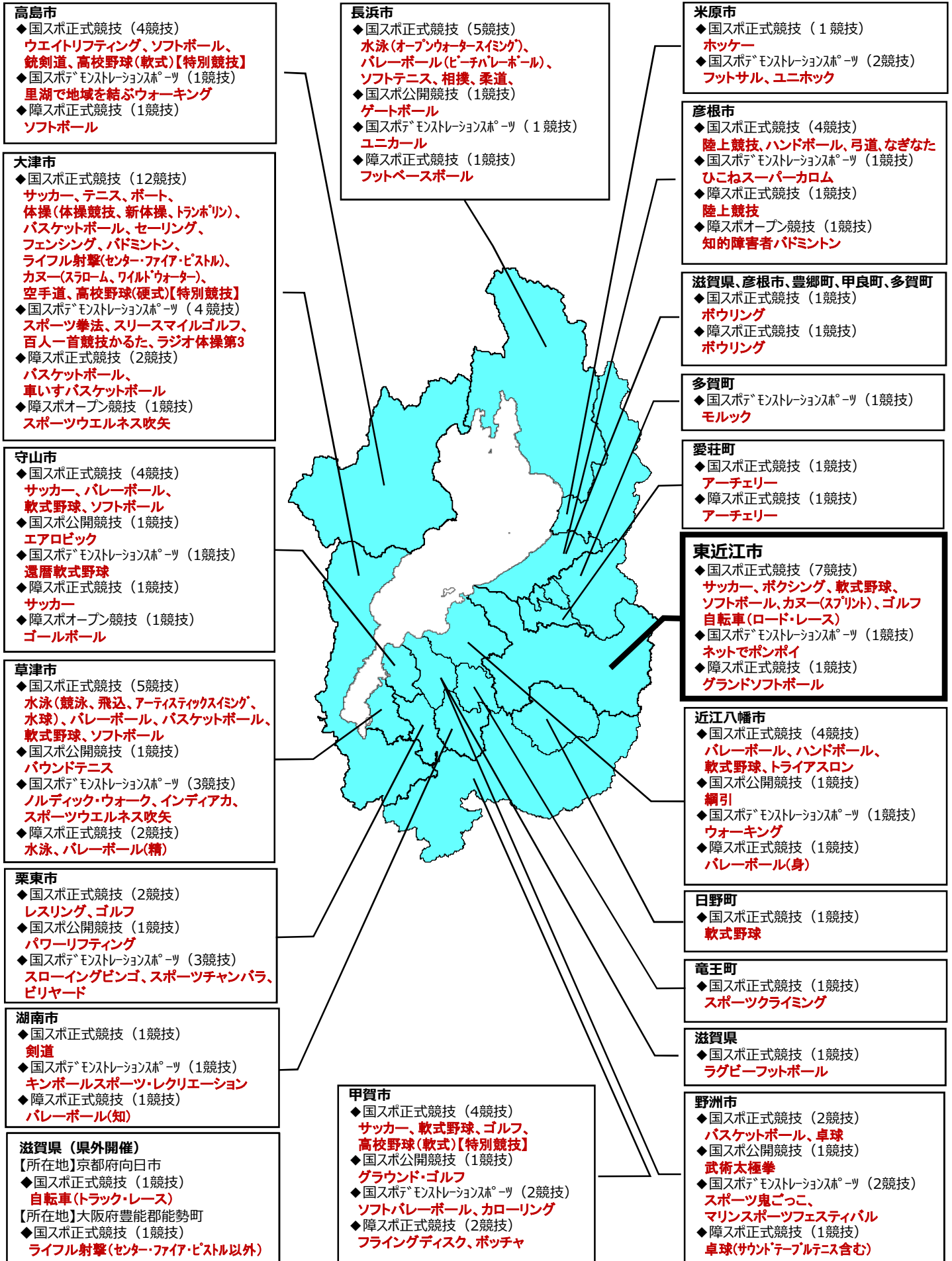
附 則

- 1 この会則は、令和4年7月27日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与であるものは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与にそれぞれ委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会」と読み替えるものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県競技開催地決定状況

2022.4.19時点(滋賀県作成)



※未定 国スポ正式競技1競技…馬術

【メモ】

A large, vertically oriented rounded rectangle with a solid black border. Inside the rectangle, there are 18 horizontal dashed lines spaced evenly, providing a template for writing notes. The lines are evenly spaced and extend across the width of the box, leaving a small margin from the top and bottom edges.